

監査公表第 16 号

彦根市職員措置請求に基づく監査の結果による平成 26 年 2 月 24 日付け勧告を受けて講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 9 項前段の規定により彦根市長から通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成 26 年(2014 年)12 月 12 日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 小 川 喜三郎

〔監査結果に対する措置通知書〕

彦 教 委 文 第 1 5 6 7 号

平成 26 年(2014 年)12 月 10 日

彦根市監査委員様

彦根市長 大久保 貴

住民監査請求の勧告に係る通知について

平成 25 年 12 月 27 日に彦根市監査委員に提出された住民監査請求について、平成 26 年 2 月 24 日に勧告が出されましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づきこの勧告に対する措置を下記のとおり通知します。

記

1 勧告の内容

(1) 措置すべき事項

彦根市教育委員会市史編さん室の「歴史資料公開コーナー」で公開している『新修彦根市史 第 4 巻 通史編 現代』の原稿に必要な調整を行ったうえで、新修彦根市史編さん大綱に基づき、これを書籍として刊行すること。

(2) 措置の期限

執筆者との調整や、目次、索引等の作成に要する期間を考慮して、刊行の期限を平成 26 年 12 月 31 日とする。

2 措置の経過

(1) 民事調停を通じての協議

『新修彦根市史 第 4 巻 通史編 現代』（以下、「通史編現代」と略記する。）の刊行については、「通史編現代」の執筆者 6 名より平成 25 年 12 月 16 日に民事調停が申し立てられていた（彦根市史出版請求事件）。監査委員の勧告後、本調停のなかで執筆者らと協議を重ね問題の解決に努めた。その結果、平成 26 年 10 月 1 日の第 6 回調停において「通史編現代」のすべての原稿について合意に至ったことが確認された。

(2) 市議会での議決

平成 26 年 11 月 13 日の彦根市議会臨時会に、民事調停を成立させることについて議決を求めることおよび刊行に必要な補正予算を議案として上程し、本会議において採決の結果、いずれの議案も可決された。

(3) 調停成立

平成 26 年 11 月 28 日に彦根簡易裁判所において行われた第 7 回民事調停において、裁判官同席のもと彦根市議会で承認された調停条項により民事調停を成立させた。

3 今後の予定

調停条項に従い「通史編現代」の刊行を進めていく。調停成立後の予定は、以下のとおり。

- ・平成 26 年 12 月末頃 … 原稿の校正終了
- ・平成 27 年 1 月末頃 … 刊行
- ・平成 27 年 2 月半ば頃 … 頒布開始